

- 災害弱者となりやすい高齢者・障害者等を含めた訪日外国人旅行者に安全・安心な滞在環境の提供を拡大していくためには、他の改修に比べて特に大規模な改修が必要となり宿泊事業者が改修を躊躇しがちなバリアフリー客室（車椅子使用者用客室等）の整備を重点的に支援していく必要。
- このため、高齢者・障害者等の要配慮者の受入体制等に関して、一定の要件を満たす宿泊施設が実施するバリアフリー客室の整備を加速化させ、一時滞在施設や避難所となる施設の防災機能強化を図る。

<現状等> 車椅子使用者用客室を1室以上設けている宿泊施設の割合：32.0%（全国606施設から回答）

出典：国土交通省「ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会」資料（平成30年2月）

車椅子使用者用客室の設置数基準：床面積2,000㎡以上、かつ客室総数が50室以上のホテル又は旅館を建築する場合、建築する客室の総数の1%以上（2019年9月1日施行） ※建築とは新築、増築、改築又は用途変更をいう。

事業の内容

旅館業法の営業許可を得た宿泊施設（旅館・ホテル等）のうち、次の2つの要件を満たす宿泊施設が実施するバリアフリー化改修に対して支援を行う。

- ① 地方自治体との間で、**災害時における宿泊施設の提供に関する協定（高齢者・障害者などの要配慮者等への提供が定められたものに限る）**を締結している組合等に所属していること
- ② **訪日外国人旅行者の高齢者・障害者等が宿泊した実績を有すること**

[バリアフリー化改修内容]

客室の大規模改修等(車椅子使用者用客室等の整備)

：1/2補助

1者当たり上限1,000万円

車椅子使用者用客室の整備



期待される効果

- 災害等の非常時においても、高齢者・障害者等を含めた訪日外国人旅行者が安全・安心に宿泊施設を利用することが可能となる。
- 高齢者・障害者等を含めた訪日外国人旅行者への対応にかかる宿泊事業者の人的コストが軽減され、効率的な経営に寄与する。